

京都市上下水道局告示第74号

平成16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

第2項第16号を次のように改める。

(16) 三井住友信託銀行株式会社

第2項中19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部経理課）